

1. 趣旨

政府・内閣官房の『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年5月23日変更）』のP23に次の記載がある。

「児童や保護者の意図に反してマスクの着用を実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用につなげる。」

この「実質的に」強制してはならない、という点は全ての国民に対して適用すべき大原則であることは言うまでもない。

この陳情は、政府方針である「実質的強制の禁止」の認識を、学校・保育所・幼稚園・学童クラブ・放課後子ども教室(以下、学校・保育所等)に周知し、それを単なるスローガンに終わらせない為の具体策を提示し要望するものである。

まずは、具体策提示の前にその前提条件であるマスク着用に関する事実関係を列記する。

- ① マスク着用は実質的強制力を伴うものであってはならない、という事実。
- ② 『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』（以下、文科省マニュアル）、及び『府中市立学校 感染症予防の手引き【新型コロナウイルス感染症】』（以下、府中市マニュアル）双方において、マスク着用は絶対的条件ではない位置付けである、という事実。
- ③ 文科省・府中市マニュアル双方において、身体的距離の定義として「できるだけ2メートル(最低1メートル) 空ける」との記載があり、かつ「十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ない」との記載がある事実。
- ④ 文科省マニュアルにおいて、感染症対策は現場の実情に応じて学校側が柔軟に対応するようにお願いしている、という事実。
- ⑤ 文科省マニュアルにおいて「自身の判断でも適切に対応できるように指導します」との記載があり、府中市マニュアルにおいても「着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う」との記載がある事実。
- ⑥ 府中市教育委員会が保護者との面談の中で「府中市は常時マスク着用を求めているわけではない」と質疑回答した、という事実。
- ⑦ 府中市教育委員会が保護者との面談の中で「学校側がマスク着用を促しかつ熱中症対策を怠った結果熱中症事故が起きた場合、学校側の安全配慮義務違反を問われる可能性がある」と質疑回答した、という事実。

- ⑧ 府中市教育委員会が保護者との面談の中で「学校側が、マスク着用・非着用の判断を各保護者に委ねる判断をしたとしても、それは学校の裁量権の範囲内である。」と質疑回答した、という事実。

上記 8 点の事実を踏まえ下記の要望を陳情する。

2. 要望事項

- A. マスク着用は強制ではなく自己の判断を尊重すべき旨を学校・保育所等・保護者に周知徹底し児童・生徒への指導も継続的に行うこと。
- B. マスク着用を促す指導のみでは「実質的強制」に当たる可能性がある為、科学的見地に基づいたマスク着用の効果・リスク双方の情報収集に努め、その精査した情報を保護者・児童・生徒に周知・指導し、主体的な決断を促す為の判断材料を提供すること。
- C. マスク着用を促す指導をしていながら熱中症対策を怠っていたと認定された場合、安全配慮義務違反を問われる可能性がある旨を、学校・保育所等に周知し、慎重な指導を行うように周知徹底すること。
- D. 文科省・府中市マニュアル双方において、できるだけ 2 メートル(最低 1 メートル) の距離を確保出来ていればマスクをする必要がなく、なおかつ文科省マニュアルにおいては、1 メートルの距離を確保できなかったとしても、現場の実情に応じた柔軟な対応を求めている旨を学校・保育所等にも周知徹底すること。

以上